

登校許可証明書について

小金井市内医療機関の場合、登校許可証明書の用紙があれば文書料がかかりません。（費用は市で負担します）市内の一部の医療機関、市外の医療機関では 文書料が自己負担となります。受診された医療機関の窓口で、ご確認ください。

【学校保健安全法により出席停止になる感染症】

病名	出席停止期間（※1）
インフルエンザ	発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後、2日を経過するまで ★令和5年5月現在は例外的な対応として保護者が書類を学校ホームページよりダウンロードし書類を提出する対応となっています
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱したのち3日を経過するまで
流行性耳した腺炎 （おたふくかぜ）	唾液腺の腫脹後5日を経過し、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜炎	主要症状が消失した後2日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症	全身症状が安定し、医師により集団生活に支障がないと認めるまで
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
感染性胃腸炎（※2）	症状により、学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで
手足口病	
溶連菌感染症	適切な抗菌剤投与後24時間以上経過し、医師により集団生活に支障がないと認めるまで

（※1）医師の判断により出席期間が増えることも減ることもあることに留意ください。

（※2）その他の感染症に含まれます。ノロウイルス感染症だけではないことに留意ください。

★流行状況によって上記以外の感染症が出席停止になる可能性があります。

伝染性紅斑（りんご病）	出席停止の必要なし
伝染性膿痂疹（とびひ）	
伝染性軟属腫（みずいぼ）	
アタマジラミ	